

二つ目は、財務規律の強化についてでござります。

数年前から、社会福祉法人には多額な内部留保があるという御指摘がございました。内部留保については明確な定義がないままに、表面的な金額の多寡だけが独り歩きをしたという感じがござります。財務諸表をどう読むかというような違いが、多額なというような誤解を生じたものではないかと考えております。そこで、今改正で適正な財務規律が確保されるような整理をした上で、いわゆる内部留保の定義を明確にすることは是非とも必要なことだと考えます。

この件につきましては、法人の資産から現在使用している施設など、建物の再生産費用など事業を継続していくのに必要な資産を計算するというようなルールが示されております。そして、もし残る資産がございますれば、それは社会福祉法人の本来業務である福祉サービスに再投下をするということを明確にするような内容になつておるところです。

これらは具体的な取組については、法人が所在をします地域の実情など違いますが、本業である福利サービスに再投下をするよう、各法人の主体性や自律性が損なわれないようすべきではないかと考えております。

三つ目、経営情報の公開についてでございます。

今まで私たち社会福祉法人は、サービスの提供場面でこれを利用する方やその関係者の皆様に対してサービスの内容を十分説明するということを行つてしまひました。しかしながら、財務状況等を広く知つていただきようの努力は不足していたものと反省をしております。広く国民の皆様に説明責任を果たすことは当然のこととして、情報開示をし、説明責任を果たして法人のことを広く知つていただくようを行つていけば支援をいただけけるようになるのではないかといふうに思つております。

ここまで御説明をいたしました三つのことを進めていく場合に、法人としての事務負担等も増え

るわけでございまして、できるだけ事務を簡素化するとともに、法人本部の機能の強化や事務的な能力の向上、それらのための資金的な裏付けなどについても更に詰めていく必要があるのではないかと考へております。

四つ目でございますが、地域における公益的な取組についてであります。

かつて、志の高い社会福祉法人の先輩たちが日々の地道な実践の中から制度がない中で新たな制度として位置付けられ、全国に広がつていくと二つを見付け、それに対応するような福祉サービスを行つてきました。そして、それが公的なサービスや特別養護老人ホームなどがその例であります。

近年、新しい福祉課題が生まれておりますが、どうも社会福祉法人はそれらの対応に消極的ではないかという批判も聞こえてまいります。全国の大半の社会福祉法人においては、通常の社会福祉事業に加えまして、今法案に明文化されておりま

す地域における公益的な取組という新しい福祉課題に対応するような努力を大なり小なり行つてきただという実態がござります。しかししながら、特別アピールすることもなく、つましく実施してきたという実感がござります。

そのため、残念ながら国民の皆様には十分知られていないのではないかと思ひます。例えば、特

あると考へております。

なお、例えば都市部などで必要がない福祉サー

ビスであつても、山間地では必要とされるという

能力の向上、それらのための資金的な裏付けなどについても更に詰めていく必要があるのではないかと考へております。

考へ

めで襟を正すとともに、地域社会の福祉の拠点となるべく努力をしてまいります。そして、そのよ

うに我が国の福祉サービスに前向きに取り組んで

いる法人がしっかりと生かされ、支持されるよう

な制度にしていただきたいとお願いをするもので

あります。社会サービス事業所のある地域との関係性やその地域性を考慮できるような制度にしていただきたいと

思います。そして、個々の法人の創意工夫が生かされるようなことを期待したいと思います。社会

福祉法人がそれぞれの地域に関わり、その関係の中で地域に必要な取組を進めていけば、地域の

理解も深まっていくものと考へております。

また、行政の指導といたしまして、措置の時代においては、本業たる社会福祉事業以外の仕事をしてはいけないでありますとか、運営費もちゃんと

理解も深まつていて

います。しかし、行政の指導といたしまして、措置の時代においては、本業たる社会福祉事業以外の仕事をしてはいけないでありますとか、運営費もちゃんと

理解も深まつていて

た。来年度もこのような説明を重ねていきたいと考へています。

今回改訂を機に、私たち社会福祉法人は、改めて襟を正すとともに、地域社会の福祉の拠点となるべく努力をしてまいります。そして、そのよう

うに我が国が運営するサービスに前向きに取り組んで

いる法人がしっかりと生かされ、支持されるよう

な制度にしていただきたいとお願いをするもので

あります。

以上でございました。

○委員長(二原じゅん子君) ありがとうございます。

次に、三好参考人にお願いいたします。三好参考人。

○参考人(三好昇君) ただいま御紹介賜りました北海道江別市の市長の三好でございます。

本日は、皆様の御配慮によりまして発言する機会をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

福社サービスを受ける市民の立場と、法人を監査、指導する立場から発言させていただきたいと

思います。私の説明が皆様方にとりまして釈迦に説法という形になろうかと思いますけれども、若干、その法人の経緯から含めてお話しさせていた

ります。

福社サービスを受ける市民の立場と、法人を監査、指導する立場から発言させていただきたいと

思います。私の説明が皆様方にとりまして釈迦に説法という形になろうかと思いますけれども、若干、その法人の経緯から含めてお話しさせていた

ります。

社会福祉法人は、戦後の混亂期からこれまで福

祉サービスの中核として各種福祉サービスの向上を目指し、様々な努力をされてこられました。し

かし、近年の少子高齢化、家庭の機能の変化、経済の発展などに伴い、市民の福祉へのニーズも多

様化、高度化し、その質、量共に大きく変化する

とともに、そのサービスは、これまでの限られた人への給付から日常的普遍的サービスに変化し

てまいりました。

その供給体制は、社会福祉法人からNPO、民間企業と多様化し、それに伴い、それまでの施設決意とともに、それぞれの社会福祉法人が広く地

域社会に向けて自らの実践を発信していく必要が

導入され、措置制度から契約制度へと転換され、保険受給者の自己決定の下に利用することとなりました。利用者本位への制度の転換は、利用者から安心での行政に代わってのサービスから、自立した利用者から選ばれるサービスへと入ることとなりました。行政は、利用者であります市民のニーズを把握した上で、サービスの量を確保し、必要なサービスを提供する体制が求められます。

これらの流れは介護認定者の増加によりまして一段と強くなつて、その流れを敏感に感じ、ガバナンスを發揮できる法人が評価されることとなり、地方においては依然として措置制度の考えを引きずっている法人も散見され、そこの意識改革が急務となつていています。

ここ数年、地方においてもグループホームやサービス付き高齢者住宅などが設置されまして、サービスの質が問われ始め、同時に、市民の選ぶ意識の高まり及び市町村を超えた各種福祉情報を求める動きは一段と強まりを見せ始めております。その思いに社会福祉法人が応える意識を持つてもらう仕組みづくり、これも大事だと考えております。

そのためには、二点に絞つてお話をさせていただきます。

まず一点目は、市民が利用者として自己決定のために必要な情報公開等の問題でございます。

地域主権改革に伴いまして、社会福祉法の改正により、平成二十五年四月一日から、市内に主たる事務所を置き、事業が市内の区域を越えない社会福祉法人の所轄が都道府県から市に移行となり、市が指導監査業務を行うこととなりました。今年で三年目を迎えてますが、ほとんどの市は国の指導に基づきまして二年に一度の頻度で指導監査のスケジュールを組み実施されておりますことか

ら、大体今年で一巡することとなります。

そこで、主に当市と道内の市の例を挙げまして、法人の指導監査の結果を踏まえ、そこから見えた法人の現状と課題についてお話をしたいと思

います。

市内の法人数は十一法人、設立時期では古くは昭和四十三年から、サービス事業総数は九十二、最も多いのは高齢者施設の三十九の事業数でござ

ります。

監査の指摘の主なものを申し上げますと、理事長の専決規程や、さらには議事録の記載など、定款、理事会など組織に関する指摘と、予算上の執行など、会計上の不備の問題がほとんどござい

ます。これらの指摘は組織運営に関する事項と会計と大体二分するところでございます。

これらの指摘は一部の法人でございますが、必然的に起きていると考えております。そのほとんどが、過去の年次と決算等の比較をするために過去の慣例により処理されていることが原因でございます。これらのこととは決して作為的ではなく、また、この慣例により処理されていることは極

めに起きていたと考

えます。この慣例により処理されていることは極めに起きていたと考

えます。この慣例により処理されていることは極めに起きていたと考

えます。

その課題に対する対応といたしましては、前例踏襲にならない法令遵守の体制をつくる必要があること、情報開示等の意識を高める必要があること、内部監査の徹底等による組織内奉公の強化を図ること、特に評議員会の役割は極めて大きいものと考

えます。この慣例により情報開示がされるよう指導する質の向上を図ることなどでございます。

そのためには、二点に絞つてお話をさせていただきます。

地域主権改革に伴いまして、社会福祉法の改正により、平成二十五年四月一日から、市内に主たる事務所を置き、事業が市内の区域を越えない社会

福祉法人の所轄が都道府県から市に移行となり、市が指導監査業務を行うこととなりました。今年で三年目を迎えてますが、ほとんどの市は国の指導に基づきまして二年に一度の頻度で指導監査のスケジュールを組み実施されておりますことか

例踏襲は情報開示の意識を低くしておりますので、開示しない、利用者の要請に応えたくない

ということではございませんが、前例として全体を覆つていています。

市内の法人数は十一法人、設立時期では古くは昭和四十三年から、サービス事業総数は九十二、最も多いのは高齢者施設の三十九の事業数でござ

ります。

監査の指摘の主なものを申し上げますと、理事長の専決規程や、さらには議事録の記載など、定款、理事会など組織に関する指摘と、予算上の執行など、会計上の不備の問題がほとんどござい

ます。これらの指摘は組織運営に関する事項と会計と大体二分するところでございます。

これらの指摘は一部の法人でございますが、必

然的に起きていると考えております。そのほとん

どが、過去の年次と決算等の比較をするために過

去の慣例により処理されていることが原因でござ

います。これらのこととは決して作為的ではなく、また、この慣例により処理されていることは極

めに起きていたと考

えます。この慣例により処理されていることは極めに起きていたと考

えます。この慣例により処理されていることは極めに起きていたと考

えます。

そのためには、二点に絞つてお話をさせていた

いことをお願い申し上げたいと思います。そして、私は、その役割といいますのは都道府県にあるもの

と考

えます。

市内の法人数は十一法人、設立時期では古くは昭和四十三年から、サービス事業総数は九十二、最も多いのは高齢者施設の三十九の事業数でござ

ります。

監査の指摘の主なものを申し上げますと、理事長の専決規程や、さらには議事録の記載など、定款、理事会など組織に関する指摘と、予算上の執行など、会計上の不備の問題がほとんどござい

ます。これらの指摘は組織運営に関する事項と会計と大体二分するところでございます。

これらの指摘は一部の法人でございますが、必

然的に起きていると考えております。そのほとん

どが、過去の年次と決算等の比較をするために過

去の慣例により処理されていることが原因でござ

います。これらのこととは決して作為的ではなく、また、この慣例により処理されていることは極

めに起きていたと考

えます。この慣例により処理されていることは極めに起きていたと考

えます。この慣例により処理されていることは極めに起きていたと考

えます。

三

ます、基本は性善説に立つての監査と理解して対応しているところでございます。

今回の改正には、一般市の所管する社会福祉法人の指導監督の体制強化が盛り込まれております。地方の行政機関として最も苦手にしております会計の専門的分野におきまして外部監査方式を導入されたこと、長年の実績を有し専門的知識を持つ都道府県からの重層的な支援体制が盛り込まれております。市によつて指導監査の方法が異なるとの指摘に応えることも可能ではないかと考えております。市としまして大変期待をしている内容となつておりますので、是非成立をお願い申し上げたいと思います。

最後に、もう一点申し上げます。

社会福祉事業には、高齢者、障害者の入所施設のように年間の事業費が数億円の施設から、小規模施設や保育所のよう年に年間事業費が二千万を切る事業所まで様々でございます。全ての法人に一律の義務を負わせることは無理と考えております。小規模法人には、市民のためにとの思いの下に、ぎりぎりの予算と体制で努力されている法人も数多くございます。新たな会計方式などの義務等につきましては、負担とならないように、運営ができるなくなることもありますので、是非とも実施時期を遅らせるなどの御配慮をお願い申し上げたいと思います。

次に、内田参考人にお願いいたします。内田参考人(内田千恵子君)

○参考人(内田千恵子君) ただいま御指名いただきまきました公益社団法人日本介護福祉士会の副会長をしております内田千恵子と申します。

本日は、参議院厚生労働委員会においてこのようないい発言の機会をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

日本介護福祉士会は、介護福祉士の職能団体として平成六年に設立した団体で、四十七都道府県に支部がございます。私どもは、常に新たな時代の介護ニーズに対応するため、介護福祉士の職業倫理の向上、介護に関する専門性の向上、介護福祉士の資質の向上などに努め、国民の介護サービス向上と介護福祉士の専門性や社会的評価の確立に取り組んでまいりました。

私どもの生涯研修体系として、介護福祉士初任者研修やファーストステップ研修があり、昨年機構を立ち上げました認定介護福祉士の研修をその上の研修として位置付けております。専門分野の研修としては、認知症専門研修や障害者支援のための研修を設けております。

各支部においては、サービス提供責任者や実習指導者研修、あるいは先ほど申し上げました介護福祉士初任者研修、ファーストステップ研修など、様々な研修を実施しております。

また、当会には日本介護学会という学会がございまして、会員の研究の報告の場となつていています。

メントなどの役割が期待できます。

さて、社会福祉士及び介護福祉士法が制定されて二十五年以上が経過して、介護福祉士の登録者数は、平成二十八年一月には、累積ですが、百三十九万人を超えるような状況になりました。この

間、少子高齢化の進行あるいは介護保険制度の創設、自立支援法の施行など、制度に伴う新たな介護サービスの導入などもあり、介護を取り巻く状況は大きく変わつてまいりました。

また、介護福祉士制度も、二〇〇七年に介護福祉士の定義規定や義務規定、資格取得方法の見直しなど法律の一部改正が行われ、二〇一一年には

喀たんの吸引など一部の医療行為が可能になるなどの法律改正が行われて、時代のニーズとともに介護予防から医療的なケアあるいはおみどりまで、介護福祉士に求められる役割は大変幅広くなり、介護福祉士には、より高度な知識、技術と高い倫理観が求められるようになつてまいりました。また、五年前の東日本大震災では被災地にボランティア派遣をいたしましたが、災害時の介護福祉士の役割、あるいは避難所での介護予防の大事さなどを痛感いたしましたところです。

それで、次に、介護福祉士の担う介護あるいは介護の専門性についてお話をさせていただきたいと思います。

御存じのように、介護福祉士は利用者の日常生活全般の支援をするものです。そのため、利用者の心身状態の適切なアセスメントを行い、それに基づいて心身の状態に合つた生活を再構築する支援をしています。利用者の中には意思表示が十分ではない方も多く、表情や言動から気持ちや考え方を推察し、尊厳や自尊心を大事にしながら支援するのは当然のことです。また、介護福祉士は、強する意欲に応え長く働き続ける意欲を持たせるような研修の仕組みとして、業界の他団体と一緒にになつて準備をしてまいりました。おかげさまして、昨年十二月、認証・認定機構を設立いたしました。

認定介護福祉士には、介護事業所や施設において、介護職チームへの指導や介護サービスマネジメントなどの役割が期待できます。

介護福祉士は、利用者の命を守り健康を維持することだけでなく、安心や安全、自立にもつながるよう支援しております。介護を通して利用者御本人だけではなく家族をも支援、支えています。これらのことは個別性も大変高いことで、やることややり方を一律に決めることができないことです。介護は単なる肉体労働ではなく、利用者の意思を尊重し、尊厳を守るという職業倫理を持つて行う頭脳労働です。介護福祉士には、高い倫理観と次のような能力が求められています。

まずはアセスメント力、また、そのアセスメントからニーズを引き出し、根拠のある介護を実践する能力、コミュニケーションの力や人間関係を構築できる力、実際的な介護技術と介護の実践能力、そして、いろいろな関係する人々との連携する能力などがあります。介護福祉士は、その職業倫理として、このような力を磨き続けるということが求められています。

さて、介護現場においての介護福祉士の位置付けですが、昭和六十二年に社会福祉士及び介護福祉士法が制定されて二十五年以上、四半世紀が過ぎてあります。介護福祉士は、介護の専門国家資格として介護の現場にとって欠かせない中核的な人材となっています。地域包括ケアシステムの中で、一番身近で利用者に接し、生活全般を把握しているのが介護職です。医師や看護師など他職種と連携しながら、生活を支える重要な役割を担っています。

介護ニーズはますます多様化して、認知症の方や医療ニーズの高い方などが増えていました。認知症高齢者に対しては非薬物療法による介護が求められておりまして、認知症になつても尊厳が守られ、その方らしい暮らしを継続できる支援が必要です。

認知症や障害のある方が地域で最後まで暮らしきることができるためには、単純な、排せつ、食事介護、入浴だけではない介護が求められます。必要な医療的な知識や関連領域に関する知識

を持つて、応用力のある介護実践ができる人材が必要になつてまいります。

介護現場では介護福祉士がおむね四割を占めるようになつて、その専門性も認められ、介護保険制度では体制強化加算の対象ともしていただきています。しかし、介護人材の不足が深刻化する中で、介護ニーズの多様化あるいは高度化に対応した質の高いケアを担保していくためには、介護福祉士の担う役割というものを考え直す時期に来ているのではないかといふふうに思つております。

介護現場の今後についてですが、今後、中高年や主婦など介護の経験のない方々が介護現場に来られると思います。介護職の機能分化を考えることも重要なことです。富士山型の裾野の広い介護人材の中で中核的な存在としての人材がないければ、介護現場は混乱して介護サービスの質は低下してしまうと考えられます。

しかし、近年、介護現場では、待遇面あるいは労働環境の悪化などを理由に、介護福祉士の資格を持ちながら介護現場に入職しない、あるいは早期に退職する者が増えるなど、資格取得者数の四割が潜在介護福祉士となつていると言われるような残念な状態になつております。

介護はきつい仕事、3Kあるいは低賃金などといふマイナスイメージが先行して、本来はやりがいのある社会的にも意義の高い仕事なのに、それらが忘れられたのです。マスクミが言つたように際立つて悪い報酬ではないのに、そのイメージが定着しているといふふうに思つております。

日本介護福祉士会では、このマイナスイメージを払拭するために様々な取組をして情報を発信しておりますが、国民には伝わり切れていない状態です。介護について正しいことが国民に伝われば評価も変わるはずですし、また、変わらなければ

いけないといふふうに思つております。

今回の社会福祉士法の改正案に対する意見としては、今まで述べましたことを踏まえて、会としては社会福祉士法の一部を改正する法案に対しても意見を述べさせていただきたいと思いますが、様々な事項が盛り込まれていることを承知した上で、会としては資格の一元化に絞つて発言させていただきたいと思います。

資格の一元化ということでは、二十八年度から実務ルートでの受験者に実務者研修が付加されております。残っているのは、養成校卒業生に対しての試験義務付けです。早く資格取得の一元化を進めていただきたいといふふうに思つております。

過去三回延期されておりまして、これ以上の引き延ばしは、資格に対しても社会的評価を下げて、人材確保がますます困難になる原因になるとふうに考えられます。人材確保は量の確保だけではなく質的の確保も必要で、これらの好循環を生み出すための環境整備を進めていくといふことが重要なことだと思つておりますので、このことは是非国を挙げて全力で取り組まれるように御要望いたします。

それで、養成施設卒業生への国家試験義務付けは、教育課程での知識や技術の修得状況を国が確認するということで、介護福祉士の質の向上とかあるいは社会的評価のためには必要なことです。試験も受けずに取得できるような資格に評価が高まるといふふうには考えられません。

確かに、国家試験義務付けというのを養成校への入学者を減らすのではないかという懸念もあることは思います。しかし、目先のことではなくて、長い目で見れば、介護福祉士という国家資格に対しての社会的評価を更に上げて、介護福祉士自身が自信や誇りを持つて働くことにつながると考えております。

日本介護福祉士会では、更に生涯研修制度を充実させ、介護福祉士の資質向上に努めてまいります。

日本介護福祉士会では、このマイナスイメージを払拭するために様々な取組をして情報を発信しておりますが、国民には伝わり切れていない状態です。介護について正しいことが国民に伝われば評価も変わるはずですし、また、変わらなければ

づく対応状況等に関する調査結果というのを厚生労働省が報告しておりますが、その虐待の発生要因として全体の六割以上が教育や知識、介護技術等に関する問題だといふふうに挙げています。このことから、介護の質の担保あるいは人権擁護と思われます。

そして、実務者ルートについては二十八年度から実施されるわけですから、人々、実務経験者は即戦力にはなるが理論的には不足するところもあるといふふうに言わっております。単に介護をするのではなく、なぜその介護を選んでいるのか、なぜするのかといふところが大事なことですので、実務者研修は非常に大事なことだといふふうに考えられます。

とにかく、介護の質の担保あるいは人権擁護といつたようなことは非常に重要で、これらは介護職へのためばかりではなくて、事業所の提供する介護サービスの質を上げる、あるいは、もつと大きく言えば利用者の方の幸福にもつながると考えています。

今後の介護福祉士会としての取組を最後に申し上げたいと思います。

介護福祉士資格取得後の教育や研修受講の状況から、介護福祉士の成長も一律ではありません。専門職にとって、教育や訓練は生涯を通して重要なことです。資格取得後も継続的に教育を受ける仕組みが大事で、これらのことが介護福祉士に対しての社会的評価を更に上げて、介護福祉士自身が自信や誇りを持つて働くことにつながると考えております。

日本介護福祉士会では、更に生涯研修制度を充実させ、介護福祉士の資質向上に努めてまいります。

日本介護福祉士会では、このマイナスイメージを払拭するために様々な取組をして情報を発信しておりますが、国民には伝わり切れていない状態です。介護について正しいことが国民に伝われば評価も変わるはずですし、また、変わらなければ

努めてまいりたいと思います。

○委員長(三原じゅん子君) ありがとうございます。
参考人(家平悟君) 本日は、法案に対する参考人の発言の機会をいただき、本当にありがとうございます。

私は、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会、略称で障全協という団体に所属しております。家平といいます。

私たち障全協は、一九六七年に結成して以来半世紀にわたり、障害者の生活と権利を守るために活動してきました。

私たちが行なうべき権利、生きる権利、学ぶ権利、働く権利、政治参加の権利、この四つの旗を掲げ、権利としての社会保障、障害者施策の実現を目指して運動してきました。

私たちののような障害者団体がなぜ現在審議されている社会福祉法等の一部を改正する法案について意見を述べさせていただきたいのかというと、それはこの法案は決して社会福祉法人だけの問題ではなく、今後の社会福祉事業の在り方を大きく左右するものであると考えているからです。

社会福祉事業の在り方を大きく変えてしまう、なぜそう思うのかと申しますと、第一に、同法案の最大の問題である地域公益活動の義務化は、本来社会福祉制度で対応すべき課題を社会福祉法人に転嫁するものであり、こうした内容が法律上明記されれば、ただでさえ低い水準の障害者福祉サービスはますます低下し、障害者の人権を脅かす事態を今以上に生み出すものとなるからです。第二に、今回の社会福祉法人制度改革は、法人の公益性や非公益性を確保することが強調されていますが、一方で、政府は、福祉を更に市場化、営利化し、もうかる産業へとつくり変えていく構想を打ち出しています。こうした福祉の産業化は、お金のない人の支援とお金のある人の支援を区分するものであり、福祉の大原則である無差別平等を根底から覆すことになるからです。

第三に、社会福祉事業は人が人を支える事業です。私たち障害者は、支援してくれる人がいて初めて人間らしい暮らしになります。しかし、その支え手が今福祉現場に来ないと、本当に深刻な実態がある中で、人材確保とは真逆の方向にある退職手当共済制度の廃止を障害者福祉にも行うことは許し難いものがあります。

以上のように、同法案には社会福祉事業をゆがめる根本的な問題があるだけに、私たち障害全協はますもって強く反対することを表明します。

さて、まず、現行の障害福祉サービスの現状ですが、例えば入所施設では、頑張つて職員配置をしている法人でも、週に三四回程度お風呂に入れるか、また、月一回の外出ができるかというのが生活の実態です。これは、現行の報酬単価で最も手厚い支援体制を取つたとしても、一人に掛けられる支援時間は三時間程度しかない。そうした確保しかできないために、結局、生きるために必要最小限な食事や排せつ、入浴などといった支援を提供することが精いっぱいという水準の報酬にしかなっていないことに根本的な原因があります。

また、グループホームでは、職員配置が少なくて、アルバイトやパートで働いてくれる支援者を確保することさえ困難を極めています。そうした状況の中、体調を崩し仕事や作業所を休んでも、日中ホームで見守ってくれる職員がない、また、土日の支援ができないため自宅に帰つても、うよううにしなければならないなど、いまだに暮らしを支える場としての継続した支援が着実に行えるような体制には程遠く、それゆえに、より重い障害者を受け入れることが非常に困難なのが実態であり、これも不十分な報酬でグループホームを運営が強いられていることに最大の問題があります。

このように、障害者の暮らしを支える制度の実態はまだまだ不十分極まりない中、人間としての基本的人権さえ守られることが難しく、常に綱渡りの支援が強いられているのが障害者福祉の状況であり、国連障害者の権利条約の締約国として胸を張つて障害者の権利を保障しているとはとても言ひ難い水準にとどまっています。

こうした実態があるにもかかわらず、障害者福祉においても、サービス提供の主たる扱い手である社会福祉法人に対し地域公益活動の義務化を行えば、本来利用者の支援のために使われるべきお金が私たち障害者、家族が知らない間に勝手にほかに流用されることになることは火を見るより明らかです。

そもそも、現行の報酬単価で余るほどのお金があること自体おかしいものであり、私たち障害NPOにしろ営利企業にしろ、必要以上のお金をもうけるようなことがあるならば、それはやはり行政機関がきつちりと、利用者の支援の質が担保されているのか、また、福祉労働者の労働条件や待遇が真っ当な水準にあるかなど、そういう監査、指導を徹底して行うようにすることこそ求められています。

しかし、こういう主張をすると、今回の法案には、社会福祉充実残額、いわゆる内部留保、余裕財産を明確にし、しかも、それがあつた場合には、一番初めに本体の社会福祉事業に再投下するは、自由記述を分析するとよく分かりますが、何とも同様の意見が寄せられています。その声がはつきり出ているのが、私たち障害全協、日本障害者センターが昨年行つた法人改革に対するアンケート調査結果でも明らかになつています。

回答をいただいた二千百五十六法人の九三・%が地域公益活動の義務化に反対しています。これは、各法人さんが地域や社会への貢献をやらないと言つてはいるのではなくて、むしろ、これまでもこれからも、社会福祉法人の使命として地域福祉を担つていくことは当然だとしています。しかし、それは目の前にいる支援を必要としている人たちのためであつて、国や行政と連携することはあつても、それは強制されることではないという強い憤りがこうした結果につながつてゐると言えます。

社会福祉制度を穴だらけ、隙間だらけにするのではなく、生活困窮者や制度の谷間に置かれていた人たちをいかにして制度の対象にしていくのをつか。しかも、法律で義務化までして強制できるようない仕組みをつくるのですか。やはり、そこには政府の明確な意図があるとしか思えません。

なぜなら、この法人改革の目的が、国民会議の報告書の、社会福祉法人は非課税扱いにふさわしい国家や地域への貢献が求められている。や、社会福祉法人在り方検討会がまとめた中にある、政

要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを義務として規定しようとし

ています。具体的には、利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援などが示されています。

その一方で、営利企業等の競争の公平化を理由にして社会福祉施設職員等退職手当共済制度を福祉分野からも廃止させることは、今回の制度見直しの目的からも矛盾しています。政府が社会福祉法人にやらせたいことだけは公益性や非営利性を利用し強制しながら、その扱い手の身分は、保障は、知りません。あとは自分たちで何とかしてくださいよなどという改正がまかり通ること自体、信じ難い思いでいっぱいです。

この公費削減の影響を受けるのは、福祉労働者はもちろんですが、その新たな負担を捻出するためにこれまでの支援を削らざるを得なくなることは自明の事実であり、これは、私たち制度利用者が受けているサービスの質を低下させることに直結しているという深刻性を本当に皆さん理解されています。疑問を感じますし、怒りを覚えます。

また、社会福祉法人を低所得者や生活保護等の対応先だと考えること自体、大きな問題です。なぜなら、そもそも福祉の原則は、公的責任、必要十分、無差別平等であり、社会福祉事業を担う事業者全てが同じ水準のサービスを提供できるようになることこそ國の役割であるはずです。それ

人は営利企業などといふ発想自体、日本の社会福祉事業を変質させるものにはなりません。営利企業が利益追求した社会福祉サービスの実態は本当にひどいものがあります。眞面目に事業を取り組んでこらえている企業もあることは十分承知していますが、営利企業の目的が利潤追求にあることを踏まえれば、営利企業などにも必要以上のもうけを出さないよう規制を掛けるべきではないでしょうか。

この数年で多くの企業が参入した障害児の放課

後児童デイサービスでは、障害のある子供を部屋に閉じ込め、極力少ない職員で時間を過ごさせ、ただ預かるだけの支援が横行しています。このほかにも、もうけ主義を徹底し、法制度の趣旨に反する運営がされているサービスがあることは厚労省も把握しているはずです。

今回の法改正は、社会福祉法人の見直しだとうことはよくよく分かっていますが、今、国がやるべきことは、社会福祉法人のみに国の都合の良い規制を課すのではなく、福祉サービスの提供主体全体に障害者や高齢者、保育を受けている子供たちの支援を質をいかに底上げしていくかという

供給基盤の整備、人権を守る規制を掛けること、そういう改革こそ必要であると考えます。支援を必要とする人たちの人権を保障し、そうした観点が全くない社会福祉法等の一部を改正する法案には、私たち障全協は断固反対することを改めて表明して、私の発言とさせていただきま

す。

○委員長(三原じゅん子君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

○高階恵美子君 参考人の皆様、今日は貴重な御意見をありがとうございました。

質疑のある方は順次御発言願います。

○高階恵美子君 参考人の皆様、今日は貴重な御意見をありがとうございました。

私は二点、御質問を申し上げたいと思いま

す。

特に、内田参考人の発言には深く感じ入るところがございました。介護は生活を再建する、そういう仕事なんだというお話をございました。人の手によるケアの大変さ、それからその中身の質の高さ、当たる職員一人一人の高い倫理觀といふなが見えにくいものですし、試験をしっかりとやるべきだという御主張、まさしく私たちも深く受け止めなければいけないというふうに思いました。

現在、登録者の四割しか就業ができるいないと

いうことの指摘がございましたけれども、振り返ってみますと、二〇〇〇年以降、介護保険の全面実施以降、この介護の分野というのは非常に從事してくださる方々の求人も多くなりましたし、拡充してきましたので、急速な拡大というんでしようか、こういう時間的な問題も背景にはあるんだと思うんです、制度がなかなか追い付いていない。そこを追いついていくためには、様々な分野からの知恵出しというのが必要になつていくんだと思います。

そういう点でいいますと、日本は世界最長寿国でもありますし、まだまだ高齢者の人口増えてます。いりますので、日本のきめの細かい介護というのが世界に誇れる日本オリジナルの介護の専門分野なんだということ、これからよいよそういう時代に入つていくんだなど、私はそのように思つています。

先ほどの発言の中で、資格を取つてもらえるような形にしたいのだといふ話があつたんだと思うんですけれども、なりたい職業取りたい資格にしていただくための試験の在り方といふんじよか、こういうふうな試験の体制にしてもらいたいといふ、少し踏み込んだお話などもいただけるとおり難いなと思うんです。

と申しますのは、私、看護職なんですけれども、学年定員が大体六万四千人おります。年に一回の試験で、全国の都道府県の中で、各都道府県で実施できるわけではなくて、十一か所だけで実施されているという状況にあるんですね、プロックごとに試験が行われて、そこの会場に学生たちが集まつてきて受験すると、結構大変な準備が必要になつてまいります。

こうした点について、この五年間の間に一元化に向けた準備を進めていかなければいけないわけですから、こういったところについてはなかなか見えにくいものですが、試験をしっかりとやるべきだという御主張、まさしく私たちも深く受け止めなければいけないんだと思うんです。何かこの点に関し

ありがとうございます。

○参考人(内田千恵子君) 取りたい資格ということがありますと、本当に今の介護に対してのイメージが3Kといったようなイメージがあつて、本人もそれから家族も、仕事として介護を選んでいいのかどうかというような、そういう考えを

○参考人(武居敏君) 御質問い合わせました内容についてお答えをさせていただきます。

私はども福祉関係のところの職員、特に介護職員についての不満ないしは転職の理由という中に、やはり待遇の問題等もございますが、教育システムというか、教育の問題も含まれている。たしか、ちょっとと今手元に資料がないんですが、三位か四位だったんではないかというふうに思われます。そういう意味で、教育の重要性というの是非常に感じております。

特に、やはりこの職場に就いて生涯どのようなキャリアが描いていけるのか、つまり、目の前にどういう教育を受けるかという話ではなくて、将来的に自分がどういうキャリアを描いていけるのか、そういうことが非常に大事なのではないかなと思います。つまり、個人の生涯を通じてのキャリアがある程度示されるような状況というのが必要なのではないかなどというふうに思つております。

現在のところ、もちろん、先ほどのお話をありました介護福祉士会のような専門職団体、それから県や全国の社会福祉協議会等も教育に随分熱心にやつておりますし、各組織の内部での教育も一生懸命やつております。これらについて是非いろいろな形で御支援をしていただければ大変有り難いと、こんなふうに思つております。

以上でございます。

○高階恵美子君 ありがとうございます。

以上で終わります。

○森本真治君 民主党・新緑風会の森本真治でございます。

参考人の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。今日は貴重な御意見を伺いまして、ありがとうございます。

今回の改正案で、政府の方は、その目的として、福祉サービスの供給体制の整備と充実を図ることを目的に今回の法改正の提案をされております。

一方、法人の経営状況ですね、これ昨年、報酬改定時に私もいろいろ議論させてもらつたんです。が、収支差率、これが昨年の改定前、その段階で、厚労省の調査であつたり、これは私の記憶では、全老施協さんなんかの調査も私見たんですね、改定前であつても三割の法人が赤字であると。今後、昨年の改定後、全老施協さんなんかの予測では五割の法人が赤字に転落をするのではないかというような懸念が、昨年いろいろ議論をさせていただきました。

それで、参考人にお伺いしたいんですが、昨年の改定後、この間、経営状況、会員の皆さん、どのような状況になつてきているか。また、本改定案が経営に与える影響をどのように今考えていらっしゃるかをまずお伺いしたいと思います。

○参考人(武居敏君) 御質問いただきました。経営状況についてでございます。現在手元に具体的な数は持つおりませんが、経営的には確かに、特に介護保険の減収の問題等での影響はあるとうふうに考えております。

それから、今回の改定の結果としてどういう影響があるかということになりますが、確かに様々な事務負担等が増額する可能性があるとうふうに思います。しかしながら、先ほどお話をさせていただきましたように、ちゃんとした法人体制を整えて国民からの信頼を得る、このために最低限必要なものはやっぱり確保していきたいというふうに思うところでございます。

経営については、やはり先行きに対するある種の不安のようない方が現行の経営者の中にはある、そこがやはり一举に給料を上げるというよう

なところに行きにくいのが現状ではないかと思うております。

以上でございます。

○森本真治君 ちょっとと経営の問題、時間が限られていますので、もしもう一度できればちょっとと後でまたお伺いしたいと思います。

三好参考人にお伺いをさせていただきたいと思います。

ちょっとと御意見を伺つた内容とは異なるんですね、市長さんといふことで是非その立場でお伺いしたいんですけども、地域づくりの観点で、この社会福祉法人の今回の改革などについてなんですが、これまででも社会福祉法人といふのは地域社会の中核として担つてこられて、本当に地域の中でも大きな役割を担われているところが多いとうふうに思いますね。

その中で、今改定案で地域での公益的な取組を実施する責務というのがある意味、法文上規定されることはありますけれども、なかなか法人の自主性といふところで、どこまで行政が関わつていいのかといふ問題はあるかと思いますが、行政施策を進めていく上で、今後、社会福祉法人との連携であるとか新たな役割、期待することですね、地域福祉計画の資料もいただきましたけれども、市長さんとしてのお考え、もしあればお伺いしたいと思います。

○参考人(三好昇君) ありがとうございます。

どこの市町村も地域福祉計画を作つております。これは全国、制度に基づいて作つておるわけではありませんが、その中では必ず、地域の福祉を提供している側の人たち、受けける人たちの立場、さらには地元では専門的な知識を持たれている大学の先生等が出席をした上で作られています。

その中で、今回こういう形で福祉施設としての情報開示をされる、さらに経営としての状況がお示しされる、そしてその中の対応の可能性が福祉法人の方から出される、公益的なもの、御支援としてこういうものができるぞということを言われますが、それを前提に地域福祉をもう一度考

え直すことができる、それは市民のため又は地域のために福祉法人がお手伝いをするという形にならぬいかと思つています。

ましてや、私ども一番気にしていますのは、小さな事業で非常に事業実施が難しいという点がありの数でございます。そういうところに手助けができるという形になりますと、地域の福祉法人の役割というのはますます高まつてくる、そういう形になりますので、今回の改定によりまして地域の公的な活動が更に活発化することを今回御期待しているところでございます。

○森本真治君 ありがとうございます。

続いて、内田参考人にもお伺いをさせていただきます。

私は新たに福祉人材の確保の促進の中で福祉人材センターの機能強化というのがあって、離職した介護福祉士の届出制度、これを創設していくことなどが提案されているんです。

○参考人(内田千恵子君) ありがとうございます。

そこで、現在、もう私も先日、地元の福祉人材センターお伺いしましていろいろとお話を伺つてきて、これまでこの就労支援というかそういうこともされていると思いますが、私は地元広島なんですが、介護人材センター、またハローワークもそうなんですかそれともそこを通じて就労する方という方は今非常に少ない。今、じやど

いう形で就労、職場を探されるかというと、多くが有料の民間職業紹介所、これを通じて今大体就職をされているという実態が私の地元ではあります。これ、いろいろとちょっと課題も出てきてます。これ、年収のもう何十%という手数料を介護の施設とかがその事業者に払うというようなことで、経営の負担にも今もうなつてているという悲鳴なんかも非常に多くなつてているんですね。

例えば、この何十%も加算される手数料がそのまま賃金の方に回れば、当然ながら介護の人たちの給料も上がつていくということで、福祉人材センターであつたりハローワークであればこんな高い手数料なんか取られるということはないわけ

で……(発言する者あり) 取らないんですかそれどころか、やはりここをいかにもつと活性化させておけるかということは、政府の方も今回やろうとされているのか、また質疑の中でもやつていかなければいけないんですけれども、ただ、実態としてはほぼ今利用されていないという実態があるんですね。

そういう中で、今回の福祉人材センターの機能強化、届出制度などについて、内田参考人の立場で、今の課題とか、こういふうにすればもつとこれが機能していくとうようなところのもしお考えがあれば、お伺いをしたいとうふうに思います。

○参考人(内田千恵子君) 福祉人材センターやハローワークの利用が少ないということですが、やっぱり使いにくといつたような何か点があるのではないかということと、それから、ハローワークと福祉人材センターの連携を何かもつとうまくできないのかなどというのは毎日頃から感じているところです。

実際に今度、募集する側もやや使いにくい点があつて、非常に事細かく何か決まり事があつたりして、そういうこともありますので、やっぱりもつと気楽に使えるような何か仕組みが必要なのではないかなという気がいたしております。

○参考人(内田千恵子君) 福祉人材センター

で……(発言する者あり) 取らないんですかそれどころか、やはりここをいかにもつと活性化させておけるかということは、政府の方も今回やろうとされているのか、また質疑の中でもやつていかなければいけないんですけれども、ただ、実態としてはほぼ今利用されていないという実態があるんですね。

そういう仕組みがないと全くできませんので、必要なことだというふうに考えておりますが。

○森本真治君 濟みません、ちょっともう時間が来ましたので、終わらせていただきます。ありがとうございましたので、終わらせていただきます。

○長沢広明君 公明党の長沢広明です。

じゃないということで、それを国で地域公益活動の義務化として義務で強制するというのはおかしいんじゃないかという発言をさせてもらつたんですけど、それをどのようにしていくのかというよりかは、それをどの程度やりなさいというふうなことになるのかというのがこの社会福祉充実残額なもので決まつていくと思うんですね。

そうすると、それがどの程度の基準で、算出方法でやられるのかというのは本当に時点では分からないですし、じゃ国会のこの審議でそれが明らかにされないまま、白紙委任で、国会を運営されている皆さんが知らない間にそれを白紙委任するということはどういうことになるんだろうというふうに思うんですね。それをもしするのであれば、まずはこのような算出方法ができましたよということで示されて、それが妥当なのかどうなかが、本当に法人の運営を、そしてその支援が他に利用されるようなことにはならないのかと、そういうことをしっかりと議論をするということになります。

○小池晃君 ありがとうございました。

その問題点は、ちょっとと国会、これから審議でも問題にしていきたいなどいろいろふうに思いました。

内田参考人にお伺いしたいんですが、介護福祉士の国家資格の一元化、この間三年延ばして一年延ばしてと、もう本当に先送り先送りで来たわけですね。今回、五年というのは長過ぎると思いませんか、この経過措置。やっぱり直ちにやる、それ以上は絶対に遅らせないということがもうどうしても必要だと私は思うんですが、やはり、現場の資格の問題、地位向上といふことにもなるし、きちっと基準化することが、国家試験化することがやっぱり労働条件の改善につながつていいと、先ほども主張あったのでね、私はやっぱりもつと迅速にやるべきだと思うんです

が、いかがでしよう。

○参考人(内田千恵子君) 今おっしゃつていただきいたことは、介護福祉士の資格制度にも大きく関わることです。私どもも是非ともしっかりと御検討いただきたいというふうに思つております。

○小池晃君 ありがとうございました。

もう絶対これ以上の先送りというのは私は許されないというふうに思います。ちょっと五年というのは長過ぎるんじゃないかなと、いかにもとうふうに思います。

もう一度、家平参考人にお伺いしたいんです

が、担い手の問題で、先ほどのお話の中では退職手当・共済制度のことに触れられました。これやっぱ

り、介護で公費助成をなくし、今度は障害者分野と、保育についてもこれから廃止の方針での検討

ということで、やはり今、福祉労働者、障害者分野での労働条件はこれだけ大変だと言われている中で、私は逆行ではないかというふうに思つてます。

○参考人(家平悟君) そのためこの公費助成廃止の問題点をもう少し、参考人の考え方をお聞かせ願えませんでしょうか。

○参考人(家平悟君) 結局三分の二今まで出ていたものがなくなれば三分の二を負担すると、それは月にすれば一万何ぼということで、年間通しては十数万円ということでお聞き及ぶんですが、その原資というのが支援がなくなるということに直結するという話じゃないですか。

○参考人(武居敏君) 特に充実残額についてといふことでござりますので、充実残額は、社会福祉事業、本来の事業をやって、その事業にある程度必要なお金を投入した後に残るものをどう計算するかという話になるんだろうと思います。基本的には、現在やっている事業を継続していく、これはもう最低必要な費用になるんだろうと思いま

す。特にそこでの費用の算出、現在の事業をどう継続していくか、その費用の算出というのいろいろな計算方式が出てくる可能性があるんだろう

と思います。その点について二つ方法をお話をさせていただきたいたいと思います。

だつて非常に賃金が低いというふうなことは、社会福祉法人でも非常に低いというような実態があつて、社会福祉法人がお金の人材にちゃんと使つてあるという反面もあるんですが、そういう実態はないということで、當利企業であればそ

うところにも制度を広げてこの人材を守つてい

くということがあつてもいいんじゃないかというふうなことを個人的には思いますし、それで言うならば、そういうことの方向でいくなれば、金も

うけの材料にするような當利が今は入つてゐる

ですから、そこに規制をしつかりと、質を担保で

いる規制を掛けていくことがやっぱり重要な

ことないか、その二面が必要なんじやないかなと

いうふうに思います。

○参考人(小池晃君) ありがとうございました。

イコールフルツティングというんだつたら、全体をイコールフルツティングにして、何か社会福祉法

人のところだけ外す、廃止するというのは、やっぱりこれは全体の政策方向と逆行するんじゃない

かと私も思います。

○参考人(武居敏君) 参考人にちょっとお伺いしたいんですが、先ほど、社会福祉充実計画のところだつたと思うのですが、やっぱりその自主性、自律性を尊重す

るような対応を自治体には求めたい、行政には求めたいという御発言がありました。参考人の立場で行政に対して望まれることがあつたらお聞かせください。

○参考人(武居敏君) 特に充実残額についてといふことでござりますので、充実残額は、社会福祉事業、本来の事業をやって、その事業にある程度必要なお金を投入した後に残るものをどう計算するかという話になるんだろうと思います。基本的には、現在やっている事業を継続していく、これはもう最低必要な費用になるんだろうと思いま

す。特にそこでの費用の算出、現在の事業をどう継続していくか、その費用の算出というのいろいろな計算方式が出てくる可能性があるんだろう

と思います。その点について二つ方法をお話をさせていただきたいたいと思います。

一つは、規模が大きくて、自分のところの細かい例え再生産の費用などを専門家に計算しても

いるような、そういう能力を持つていてるような組織は自主性を是非尊重していただきたいという意味合いがございます。

一方、事務職員もおらずに法人の職員もない

ような組織も一方ではございますので、そういうところについては何とか簡単な方法で計算できる

ような、これも一方で必要なのではない、その辺りを併せてお願ひをしたいと、こんなふうに思つております。

○参考人(小池晃君) ありがとうございました。

○参考人(東徹君) おおさか維新の会の東徹でござります。

参考人の皆さん、今日は大変お忙しいところ、誠にありがとうございます。

内田参考人にお聞きしたいと思います。

先ほどおるお話を聞かせていただきました。本

に、私もいい上司に巡り合えて良かったんだと今本当に思つております。二十年前、特別養護老人ホーム大塚みどりの郷で、何の経験もない私を当

時採用していただきまして本当にありがとうございます。

内田参考人にお聞かせください。

そんな中で、当時たしか課長職をやつておられたかと思うんですけども、見ておられて、本当に課長が明るく元気に当時仕事をなさつておられたので、余計仕事をするというような状況でありますけれども、先ほどの話の中で、介護の仕事を対するやつぱり夢を持つことのできるような社会でなかつたらいけないと本当につくづく思うわけあります。そこで、やっぱり介護福祉士という資格に対する誇りであるとか、そういうことも必要であります。

非常にマイナスイメージがあるというふうに思つています。

おっしゃいますけれども、ただ、やはり現実的に大変な部分も、肉体的にも精神的にも結構大変な部分というのは大きいというふうに思つております。

當時、いつときなんですかけれども、十年ぐらい前だったと思うんですけども、十年か十年ちょっとと前、介護ブームのときつてありましたですね。養成施設に、私も当時、養成校におりま

研修のカリキュラム、私もちょっと見ただけで、本当にこれだけの時間数が必要のかなと心配したりもするのですが、何か具体的にこういう項目を入れる

ておりましたので、なるべく早くやめていただきたいということを申し述べているところです。ですから、今回のこととは本当に慎重に御検討いただければ、いろいろうるさいと思つております。

介護福祉士に対する夢を持つことができるようにな、そういう社会にしていくためにはどうしたらいいか、改めて聞きなさい」といふ。

したので、介護福祉の学科というのはもう人が勝手に集まつてくるときがあつたんですね。それは介護福祉専門学校が二つあります。

べきだと、いうふうにあればお話ししていただきればと思うんですけど。・

○川田龍平君 それから、内田参考人に集中して申し訳ないんですけども、この人材の確保とい

○参考人(内田千恵子君) 話が大変大きいので何とお答えしたらいいのか分からぬのですが、とにかく私が一番申し上げたいのは、やっぱり介護といふのは頭脳労働なんですね。決して肉体的につらくないとは申し上げませんけれども、ですが、そこは、この方はこんなふうにしたら非常に、何というんでしようか、御利用者も、それから介護する側も、例えば樂に動くことができるとかということを考えながらやるわけで、それをなにに任せにやっているから腰が痛くなったりとかということになるんだと思うんですね。ですから、やっぱりきちんと考へるということを日々やっていくことが介護を面白くするといふことにつながるのだというふうに私は信じてずっとやつてまいりました。

○参考人(内田千恵子君) 介護保険導入の辺りから、やつぱり介護人材がかなり事業所が増えて、いつの関係で散らばつていつたというふうに思います。非常に以前は優秀な介護職員がいて、実際に介護現場も取りまとめ、それから後進の育成もできるといったような方々がいたわけですけれども、そういう方々が散らばつてしまつて介護事業所の中で教えることができなくなつてきましたというような現実があつたのではないかなどというふうに思つております。そういうことが、やつぱり例えでされども、当時というのはそれぐらい、勝手に集まつてくるような時代があつたんですねけれども、今はなかなか集まらないと。この現象と/orのはどういうことだというふうに考えておられますか。

(参考人)内田千恵子君)時間數は私は四百五十時間が適切かどうかというのではなく少ないくらいではないかと思います。実際、四百五十時間の中にたんの吸引等の演習等も入っていますので、それを考へるとそんなに長い時間というふうには思えないというふうに感じております。

内容についてですが、内容はやっぱり今後実際討していつたらよいと思うのですが、私は是非とも入れてほしいのは、介護福祉士というその国家資格に対し責任がある、なつかつ、やっぱり諒りを持つて資格取得後は働くべきやいけないというふうな辺りを教えていただければなというふうに思つておりますが。

○東徹君 ありがとうございます。

うことからもやはりキャラバスをしがり確立していくことが大事なのかなと思うんですが、是非今後、本当にこういうキャラバスをどこのようにして、先ほど、介護に対するイメージというのがやっぱり3Kできついと、それから処遇も、給与の面でも悪いといいうイメージがやっぱり広がっていて、なかなか介護を続けていく先が見えないのではないかということについての、やっぱりキャラパスのあることが若い人たちにとってもとても夢のある仕事になると思うんですけど、是非、どのようなイメージを描いていけばより介護が魅力のあるものになるんでしょうか。

○参考人(内田千恵子君) 先ほども少し申し上げましたが、介護人材は今、富士山型へというふうに言われておりまして、まんじゅう型から富士山型へと、今までやつぱり介護福祉士であろうがあ

ですから や二ぱりもう介護は就こうとする
方々にはきちんととした教育というものが必要で、
やつぱりその教育こそが介護というものを社会に
認めさせ、あるいは介護といいうものをやつてみてよ
うかなというふうに思わせる一番のもう本当に根
底にあるものじゃないかというふうに思つております。

は美習とかに行なったときに余り介護の現場が面白くないといったように映つたかもせんし、それから、やっぱり介護保険ということでかなりその以前と比べればいろいろなことに対する制約等も生まれて、そこら辺のこととも、何といふんでしょうか、事業所の方がいろいろ制約をつくつてしまつているところももちろんあるんですねけれども、そういうことがやっぱり介護の魅力を

○川田龍平君 まだ維新の党的川田龍平です。そろそろ党が変わらるそうですが、それでは質問させたいただきます。

准介護福祉社士についてということなんですが、このままこの法改正がされないと、地震があつたりして国会が開かれなくなつたりしてしまふと、法案が通らないと、この四月から准介護福祉社士という新しい資格ができてしまふんですが、それ

るいは資格がなからうが同じ仕事をしていだとい
うような現実があつたと思ひますけれども、やつ
ぱり機能分化というようなことも考えて、介護福
祉士には介護福祉士の仕事、もちろん何もほかの
ことはしないということではありませんけれども
も、そのように役割分担といったようなものを進
めていくといったようなことが一つあると思いま
すし、それから、実際私ども日本介護福祉士会で

もう一つお聞かせいただきたいと思うんですすれば、れども、今回の法案の中、先ほども小池委員の方から話がありましたが、やつぱり五年といふのは、五年を掛けといふのは非常にこれほど長いなといふふうに思います。本来、国家資格ですから、やはり試験をして合格した人たちが介護福祉士になれるということでなかつたら本来おおきいわけであります、それは早急に実施すべきだというふうに私なんかは思つております。

見えなくしていつたという可能性もあるかななどいふうに思つております。
○東徹君 ありがとうございます。
最後に、実務研修のことなんですかれども、実務経験ルートで試験される方なんですかれども、先ほどやつぱり理論的な裏付けというのが大事だというふうにおつしやつておられました。私もそのとおりだと思つていますし、実務研修は大事だというふうに思つています。

ついて、内田参考人、それからこの准介護福祉士についてどのようになればするべきだとお考えでしようか。いまだに内容について決まっていないところが多いと思うんですが、どのようにすればよいとお考えでしようか。

○参考人(内田千恵子君) 以前から日本介護福祉士会では、やっぱり准介護福祉士といふものが介護福祉士の資格制度を非常に複雑化するし、それから評価にも大変影響するものというふうに思つて

行つておりますようなやつぱり研修制度といったようなものを使つていいくといったような、そういう方法もある、かと思います。

○川田龍平君 それから、今後、外国人の介護への、この現場に外国人の人に入つていただきたいとうようなことをこれからどう考えるのかと。それから、特に今、技能実習の話なども今国会でも出てきております。これは法務委員会の方で出しているので、この厚労委員会でも、多分合同というこ

となるかと思うんですが、そういうふた外国人についてどういうよう考へておられますでしょ

うか。参考人(内田千恵子君) 技能実習制度につきましては、今までほかの産業で非常に労働環境が悪

いとか待遇が悪いといったようなことも言われておりまして、そういう点はとにかく改善していただかないで、そうやすやすと外国の方に来てくださいといふのはいかがなものかなというふうに会では思つております。

やつぱり日本人並みの待遇というか、そういういつたものを確保しないと大変失礼にも当たりますし、それから、今後、人口減少に伴つて外國の方に介護をお手伝いいただくという場面は恐らく想定できることだらうといふうに思つておりますが、やはり今度、我々受け入れる側の方が、単に労働者ということではなくて、もつと人として外國の方を理解するといったような態度がないと、來いてただいてもがつかりさせてしまうというよ

うなことがあるので、その辺は会としても十分考えていただきたいと思つております。

○川田龍平君 集中して申し訳ありません、内田参考人に、人材確保のために、今育児などで離職した潜在介護士に対しても今後の有効な対策といふことで、特に育児中であつても働きやすくなるように職場の近くに保育所を整備するといふようなことも内田参考人この雑誌「月刊介護保険」でも述べておられます、が、私、富山方式といいまして、富山で、どの委員会だつたか知つと、予算委員会と掛け持ちして分からなくなるんです

が、富山で、たしか介護とそれから育児、保育を同じ施設でやつてあるといふようなところを富山でかなり多く進めているといふことがあって、そういうふた施設についてどうお考へでしようか。参考人(内田千恵子君) 小規模なところで、それなりの能力を持つ職員がおられればそれが可能になるかなとは思ひますが、やはり介護には介護の、保育には保育の専門性があつて、それを、中途半端な能力でどちらにも関わるとど

ちらに対しても良くないといつたようなことが起るのではないかといふ心配はしております。

ただ、やつぱり高齢者にとつて子供がそばにいることではとてもの話です、それから子供にとつても高齢者がそばにいるといふのはマイナスなことではありませんので、そこは本当にきちんと能力を持った人たちにやつていただきなければならないのではないかといふうに思いますが。

○川田龍平君 今、まだ維新の党と民主党と共にやつてゐるんですけども、今度、介護職員の待遇改善加算についてもまた更に法案を提出して、これ野党と一緒に出していますので、是非こういったものをまた更にやつていきたいと考えてゐるんですが、それについて、武田参考人、内田参考人、いかがお考へでしようか。

○参考人(武居敏君) 処遇改善加算についてでござります。

現場としては、法人を扱う側としては大変有り難い制度だと思います。もちろん報酬全体が上がることは必要なことですし、職員の待遇も改善し

ていただきたいと思います。ちなみに報酬全体が上が

ることは必要なことですし、職員の待遇も改善し

ていただきたいと思います。ただし、経営者と

して考へるに当つては、職員にみんな配つてし

まうというわけにはなかなかなくて、やはり

サービスを考え、将来の継続性を考える中でどう

職員に配分していくのかといふうに考へておりますので、その中では、ある種の限定した待遇改

善加算のようなものは大変有効だといふうに考へております。有り難く思つております。

以上でございます。

○参考人(内田千恵子君) 先ほど述べましたよう

に、介護は非常に給与が低いようなイメージがあ

りますけれども、マスクミが言うほどのとんでも

ない低さのものでは絶対ないと思うんですね。た

だ、そうはいつても、やつぱり事業所間で格差が

あることは事実で、かなり高い給与を出している

ところもあれば比較的低めのところもあるといつ

たような現状の中で、待遇改善加算というものが

あるというのは非常にやはり難いことかなと

いうふうに思つております。

なおかつ、待遇改善加算は職員の給与にしか使えないといつたような限定したものですので、非常に良いかなと、続けていただきたいなと思つております。

○川田龍平君 三好参考人にも、今、保育園落ちた、日本死ねというブログによつて、大変この国会でも、保育士の待遇改善なども大変ほかの産業と比べて十万円ぐらい開きがあるということで、保育士の待遇改善もという話で今検討させていた

だいてるんですけど、三好参考人、市長として、

公立と比べて、やつぱり民間やこの社福も含めた

保育園の職員の待遇改善加算についてどのように

考えますでしょうか。

○参考人(三好昇君) 江別市におきましては、保

育所は社会福祉法人、学校法人、さらには公設と

いう形、一か所個人がございますけれども、そ

ういう形で運営しておりますので、全部で二十三の施

設を運営しております。

その中で、待遇改善加算ということでございま

すけれども、私どもで掌握している中では、給与

全てを、民間も福祉施設も含めて全て把握してい

るわけじゃございませんが、私どもの公設の施設

から申し上げますと、今回、そういう形で一つの

位置付けがされますと、その経費を待遇改善に是

非使つていただきたいと。そういう意味では、一つの

インセンティブをいただけるものとしまして歓迎

しているところでござります。

以上でございます。

○川田龍平君 もう終わります。

家平参考人、済みません、時間の都合でちょっと質問回らなかつたんですけども、私も障害児の特に放課後デイの問題、大変、大変共感しております問題だということで、特に、聞いた話ではありますし、それから、今、ドライブといって、大変もうかるということいろいろ宣伝もされておりますし、それから、もう車で連れ回すだけで、これ家に連れていくだけ

で、もうそれで事業として成り立つてしまつよ

うなことも聞いておりまして、もう本当、それで

いろいろと問題が起きていることもあるということも承認の上で、これからしっかりとこういった問題にも取り組んでいきたいと思っておりますので、

ありがとうございます。

○薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよ

でございます。

もう時間もございませんので、質問に移らせて

いただきたいと思います。

まず、家平参考人、そして三好参考人にお伺いをさせていただきます。

家平参考人、昨日の多分議論を聞いていただけ

でいるので分かるかと思うので、私も同じ問題意

識を持っておりまして、今回の法案というのがど

うしてもハード面、外形的な部分はかなりきつち

りと整備をされるということが言られております

けれども、じゃ、一方内部はどうなんだ、ソフト

の部分はどうなんだとということになると、

全くその項目というものの中にやつぱり質の担保

というものが入つてない、それは大変私も心配

をいたしてゐるところでございます。

本当に、福祉サービス、私もいろんなところに

見学、視察に行つてまいりますけれども、かなり

施設によって差がある。これから、やはりそ

いつたソフトの面でもしつかり質の担保をしてい

かなければならないといふことで、何かいいアイ

デアがございましたら教えていただけますでしょ

うか。私もこれは本当に大切な問題だと考へてお

りますので、よろしくお願い申し上げます。

○参考人(家平悟君) ありがとうございます。

質の担保でいうと、やつぱり社会福祉事業といふのは人が人を支える事業だといふうことには、もうこれは皆さん共通の思いだと思つんですね。そうすると、そこにどれだけ人に対して手厚く労働条件や賃金を出しているのかというのがまづもつて指標があるべきやと思うんです。

それがどこまで、介護保険導入後、營利企業も

入つてくる中で、それが法人にしる何にしる基準

がなくなつてしまつたと、最低基準はあつたとし

ても、じゃ人材、ここまで八〇%まで、僕らの
知つてゐるところなんかでいつたら、賃金の保障
をするために八〇%の人工費を出しているといふ
ところも少なからずあるわけですね。一方、五
〇パー、半分ぐらいしか出していないと、報酬に
見合わぬといふところもあるわけですね。
じゃ、それが本当にそういう基準を、質を担保す
るためにどこが必要なんだということはやつぱ
り明らかにしていく必要があると思うんですね。
僕ら、こういつた基準より、厚生省などしこ
う

と思いますけれども、それぞれの質をどのレベルで、どの指標でというのは、今お話をあつたところ非常に難しい問題だと思っています。

例えば、高齢者でいきますと、介護者に対してしては保険という一つのレベルの担保があります。さらには、私も、子供やそういう保育事業につきましては、内部の研修又は公の様々な研修で、そこで質を保つような努力をしております。そういう様々な研修の仕組み、さらには保険があれば保険での仕組み、それを全体で評価していくしか私は今のところないんではないかと思っています。

常に地域で必要なものをどのレベルまで上げるかというのではなく、我々のこれからも含めて長い課題ではないかと思っています。多分、市民、住民の方は常にレベルの高いものを探していきますから、それに応えていかなければならぬのが私も行政の役割かと思っています。

○ 薬師寺みちよ君 ありがとうございます。
じゃ、内田参考人、お伺いをしたいんですけれ
以上でございます。

ない人ほど同じような暮らしができているのかとひう、見る物差しというのはあるはずやと思うんですね。

でも、そのことが何も議論もされず、そういう土台に乗ってこないということ 자체がやっぱりおかしいし、余裕があるかないかなんというお金の面だけの問題ではなくて、そういう質を、本当に人権として守られていくのかという視点をやっぱり社会福祉事業でこそ守るべきことなので、それを見てちゃんと測る指標と/orいふのは政府か厚労省、国会としては是非つくついていただきたいというふうに思ひます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。
同様に、三好参考人、地域の大切なインフラだ
というふうに先ほどおっしゃっていらっしゃいま
したので、ということはやっぱり質の担保といふ
ものが必要かなと私は考えておりますけれども、
どのようにその質の担保といふものを考えていい
らっしゃるのか、少しアイデアがございましたら
教えていただけますでしょうか。

やはり高校生になつてからではちよつともう遅

ふうに思つております。
以上で「」をいきます。

おじたこシハレル。おひでる。

○委員長(三原じゅん子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

社会福祉の現場で頑張つていらつしやる四人の参考人の皆さん、本日は本当にありがとうございます。

まず初めに、昨日、厚生労働省に内部留保の定義について聞きました。すると、定義はないとい

うお答えなんですね。定義がないのに、無理やりつくつて、そして地域公益活動をやらせるのかと

いうのはやはり理解ができません。
もちろん、営利と非営利では税金の仕組みが全

く違いますが、法人税、法人で税金を払つてゐるところは三割ぐらいですし、それから、これから

法人税減税をどんどんやつていくわけです。他方、この非営利の方の社会福祉法人については、

もうけがあるんだつたら、それで地域公益活動をせよという。だつたら、法人がため込んでいる内

部留保はどうなるのかと、私はアンフェアみたいに思うんですが、家平参考人、これについてどう

お思いでしようか。
○参考人(家平悟君) 僕は、今、企業、法人が三

割しか税金を払っていないというのを初めて聞きましてびっくりしていますが、やっぱり、簡単に

言えば、企業が税金を払っているんだから、税金分は社会貢献しなさいというのが言いたいところ

なのかなといふうに思ふんですが、それは、発言もさせていただきましたけれども、そのことが

社会福祉事業を受けている障害者の支援の質を削つてしまうことになるんだといふことに、やつ

第七部 厚生労働委員会会議録第五号

平成二十八年三月十六日

【參議院】

この法人改革の中で議論されてきた中で、障害者の生活、その受けているサービスの実態だと、高齢者の皆さんの介護保険を受けていたるサービスの実態だと、保育を受けている子供たちの生活と支援の実態だと、そんなことの質の問題だとか、そんなことは何のことにも議論がされなかつたというのは非常に残念ですし、そのことがあってこそ、この内部留保というか、それをどうしていくかということを、本当にあるのかないのかということも含めて議論がされるはず。

その出発点が、何のために社会福祉事業があるのかということ自体が、やっぱりそこを使つて支援の必要な人たちのためにあるんだというか出発点が違うように思いますので、そういう議論をしていただきたいなというふうに思つています。

○福島みずほ君 もし余裕財産があるのであれば、利用者のサービスをもっと良くすることや、働いている人たちの報酬をちゃんとすることにやるべきだと思いますが、家平参考人、いかがでしょうか。

○参考人(家平悟君) それが本当に本旨だなとうふうに思つてますし、一応というか、今明かされている審議会等々の中でも、一番最初に本体の社会福祉事業を使っていくということにはなつてゐるんですが、じゃ、それやつたら、何でほかに流用していくような義務化を法で強制せなあかんのかというのには疑問がありますし、今だつて社会貢献活動ということでできてるわけですよ。そのことをもつと前進させるのが、強制で義務にしていくことで前に進むとは僕は到底思えないと思ひます。

○福島みずほ君 この地域公益活動なんですが、去年、医療と介護の改正法案が国会で成立をしました。要支援一、二の通所と訪問サービスが介護保険給付から外されて、地域包括支援センターに移行する。今、審議会の中などでも、じゃ、要介護一、二も外したらどうかと生活支援もやめたらどうかなんという議論が出ています。

私は、やはりどんどん介護保険給付から外してを感じております。二〇二五年、厚生労働省は、ボランティアでやれみたいな方向に非常に危機感を感じております。ボランティアでやるという試算をこの委員会に提出をしました。

ですから、地域公益活動というと、私が疑つてるのは、社会福祉法人にボランティアでやれど、そういう地域包括ケアシステムの中での無償でやれ、低額でやれ、ボランティアでやれという、そういうふうに組み込まれてしまうのではないか。つまり、国の責任というもののなどを軽くするというか代替する手段としての地域公益活動ではないかと思っているんですが、いかがでしょう。

○参考人(家平悟君) 僕も全くそのとおりだと思います。思つていて、そういう不安が、私たち利用者、家族も含めて、支援者とこのことを学んでいく、これまでも学んできました。が、やっぱりその本質が見えるということが非常に危惧されますし、もう一つ、併せて言えば、介護保険の場合でいえば、利用者負担というのが今度もう一割から二割に、一部はなつてますし、次の改正で二割になるとんじやないかといふことが言われている中で、全くこの法案には、低額、無料のサービスを法人にしていけということと、大体障害者の九〇%以上は非課税世帯であつて、本当にお金のない人たちなんですね。そういう意味では、介護保険の利用者の皆さんたつて六割が非課税世帯やというふうに聞いていますし、そういう意味では、そういうことをまた法人のお金でやつていくといふことになるのではないかなど。そうすると、さらに、法人が支出するお金というのは、原資が福祉サービスの報酬ですから、その質がまたまた下がつていくという悪循環になつてしまふんだどうというふうなことが非常に危惧されます。

○福島みずほ君 この地域公益活動は無責任になります。いかかがでしようか。

○参考人(内田千恵子君) 全くそうだと思いません。去年の十月にたしか調査が行われたと思いますけれども、十月の時点ではまだはつきりと数字が出ているのかどうかというのは、出るのかどうか

の活動を例えればボランティアで始めた。しかし、経済が逼迫したり報酬を上げなくちゃいけないと、いう状況になつて、やめたいんだけれども、始めにかつて提出をしました。

こういう点についていかがお考えでしようか。家平参考人、お願ひします。

○参考人(家平悟君) 昨日の回答とか聞かせていただいて、国は、公的責任ということはこれまでよりも後退することはないんだというふうに言われますが、じゃ、地域公益活動を義務化して、それを代替するようなシステムができ上がつてしまつたときに、本当に制度化に向けてどのような取組がされるのか、どのような国として応援をするのかということ 자체は一切何も出てこないわけですね。それでまた介護難民や医療難民がどんどん出てきている。

そういうこともない中で、明らかにしないでこれをてしまうこととのひざといふことは、やつぱり制度化になつていかないんじゃないかなと、それは道を断つてしまふことになるんじゃないかなという不安を感じざるを得ません。

○福島みずほ君 時間ですので終わります。ありがとうございました。

○委員長(三原じゅん子君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々には、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十五分散会

私は実の父と母と義理の母が介護保険のお世話になつて、本当にお世話をなつてきています。それで、処遇改善加算なんですが、これはやつぱり恒久化しないと経営者としてもやつていけないんじゃないかなといふのが一点。

それから、処遇改善加算について、十円ほど上がりつてます。がつてはいるんですけど、ヘルパーさん、例えば、マージン率とか表示して、しつかり、人件費グロスではなくて、実際、訪問ヘルパーさんにどれぐらいお金がちゃんと行き渡つてあるかというのを公表すべきではないんじゃないか。つまり、地域の中ではな

平成二十八年四月十四日印刷

平成二十八年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K